

東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム規約

令和4年6月22日

(名称)

第1条 本会は、東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」の実現に向けて、東京都（以下「都」という。）と住宅に関連する団体（以下「住宅関係団体」という。）が連携し、省エネ・再エネ住宅の一層の普及等を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 省エネ・再エネ住宅の普及促進に係る情報共有及び連絡協議
- (2) 省エネ・再エネ住宅に係る消費者に対する啓発や相談窓口の設置、事業者の技術力向上等
- (3) 環境に配慮した住宅市街地の形成に資する情報共有及び連絡協議
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、都並びに本会の目的及び活動に賛同し、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅関係団体をもって構成する。

- (1) 省エネ・再エネ住宅の普及促進又は環境に配慮した住宅市街地の形成に関する活動に、取り組んでいる又は取組を検討している団体であること（都内での活動を含むこと）。
 - (2) 実施する事業や活動に関する相談等に適切に対応できる体制を備えた団体であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、本会への参加を希望する住宅関係団体又は当該団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当する場合には、会員の対象としない。
- 3 本会への参加を希望する住宅関係団体は、登録申込書（別記第1号様式）を事務局へ提出する。
- 4 都は、前項に規定する登録申込書を確認し、本会への参加を希望する住宅関係団体が第1項の要件を満たし、かつ、第2項に規定する団体に該当しないと認められるときは、本会の会員として登録した旨を登録通知書（別記第2号様式）により通知する。
- 5 会員は、登録内容に変更があったときは、速やかに、変更届出書（別記第3号様式）を事務局へ届け出なければならない。
- 6 会員は、退会届出書（別記第4号様式）を事務局へ届け出ること、任意に本会から退

会することができる。

7 第3項、第5項及び前項の事務局への提出等は、電磁的な方法を用いることができるものとする。

8 都は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

- (1) 第1項の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- (2) 本規約に違反し又は本会の信用を著しく害したとき。
- (3) 解散又は活動を停止したとき。
- (4) 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
- (5) その他会員の活動が本会の運営に当たって重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

(連絡協議会)

第5条 本会に、全会員をもって組織する連絡協議会を置く。

2 連絡協議会は、事務局が招集し、以下の事項について情報の共有及び協議を行う。

- (1) 省エネ・再エネ住宅の普及促進等に関する事項
- (2) 会員が実施する活動に関する事項
- (3) 分科会の活動に関する事項
- (4) その他本会の運営に必要な事項

3 事務局は、必要に応じて連絡協議会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会)

第6条 会員は、以下の事項に関して、特に緊密な情報の共有及び協議を行う必要がある場合に、会員の一部により組織された分科会の設置を事務局に提案することができる。

- (1) 省エネ・再エネ住宅の普及促進等に関する事項
- (2) 会員が実施する活動に関する事項
- (3) その他本会の運営に必要な事項

2 事務局は、分科会の設置の決定及び招集を行う。

3 事務局は、必要に応じて分科会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するための事務局を東京都住宅政策本部民間住宅部計画課に置く。

(秘密の保持)

第8条 会員（その職員等を含む。）は、本会の活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。本会を退会した後も同様とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年6月22日から施行する。